

《(3)についての確認事項》	確認	税務署 整理欄
酒類の販売方法等について次の事項を満たしていること		
(1) 特定商取引に関する法律の消費者保護関係規定に準拠していること		
イ カタログ等(インターネット等によるものを含む。以下同じ。)に次の事項が表示されていること		
(イ) 商品の販売価格(販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料)		
(ロ) 商品の代金の支払の時期及び方法		
(ハ) 商品の引渡時期		
(ニ) 商品の引渡しについての特約に関する事項(その特約がない場合には、その旨)		
(ホ) 販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号		
(ヘ) 法人の場合、インターネット等によるときは、販売業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名		
(ト) 申込みの有効期限あるときは、その期限		
(チ) 上記(イ)以外に購入者が負担すべき金銭があるときは、その内容及びその額		
(リ) 商品に隠れた瑕疵がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容		
(ス) 商品の販売数量の制限その他の商品の販売条件があるときは、その内容		
(ル) インターネット等によるときは、販売業者の電子メールアドレス		
ロ 商品の引渡しをする前に、商品代金の全部又は一部を受領する場合は、申込みを承諾する旨の通知をすることとしていること		
(2) 未成年者の飲酒防止に関する表示基準に基づき、カタログ等(インターネット等によるものを含む。)に次の事項が表示されていること		
イ 「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨(カタログ等)		
ロ 申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨(申込書等) (インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面)		
ハ 「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨(納品書等) (インターネット等による通知を含む。)		
ニ 上記イからハについて、10ポイントの活字(インターネット等による場合には酒類の価格表示に使用している文字)以上の大きさの統一のとれた日本語で明りょうに表示していること		

(注) 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印(提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引いてください。)を記載してください。